

農業WGで取り上げるテーマに関する意見交換

議事概要

1．日時：平成22年4月22日（木）10:30～12:00

2．場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3．出席者

（全国農業協同組合中央会）土屋常務理事、五十嵐常務理事、岩本監査委員長、濱田監査企画部長、甲斐野経営対策部長

（全国農業協同組合連合会）加藤代表理事専務、牧口総合企画部長

（農林中央金庫）古谷専務理事、奥総合企画部長

（委員）安藤至大、工藤美香、小林健彦、佛田利弘、本間正義、山下一仁、吉田誠、相澤光江、大上二三雄、樫谷隆夫、草刈隆朗

（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官

4．議事概要

小田審議官 それでは、時間がまいりましたので、始めたいと思います。ただいまから規制・制度改革に関する分科会の農業ワーキンググループ、本日は、このワーキンググループで取り上げますテーマに関するヒアリング、意見交換会でございます。

本日、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、そして農林中央金庫からお越しをいただいております。

お手元の資料の確認をお願いしたいんですが、事務局資料といたしまして「農協関連検討テーマ各項目」というのがございます。これはワーキンググループで取り上げます検討テーマのうち、農協に関する9項目をまとめたものでございまして、これは既に今日お越しをいただいている先方にもお渡しをしているものでございます。

それから、本日、ヒアリング先から説明資料を用意していただいております。

本日のヒアリングの公表の関係でございますが、議事概要を作成して、それは公表いたします。

なお、公表する前に、御出席をいただきました皆様方に目を通していただいた上で公表という扱いにいたします。それから、資料も公表という扱いにさせていただきます。

それでは、始めたいと思いますが、冒頭、事務局の松山から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

松山事務局長 おはようございます。本日は急なお願いにもかかわらず、幹部の方々に御出席をいただきましてありがとうございます。

農業ワーキンググループでございますけれども、明日も会議を予定しておりまして、連休中にも集中審議をしていただく予定でございます。非常に短い時間の中で、委員の皆様

に1つの方向性を出していただこうと考えておりまして、今日はそのための重要な意見交換と申しますか、情報をさまざま教えていただければと、そのように思っております。

それでは、早速、御説明に入らせていただきまして、最初におおむね30分ぐらい御説明をいただきまして、それから1時間弱、意見交換をさせていただきたいと、そのように思います。それでは、よろしゅうございますか。お願いします。

土屋常務理事 それでは、説明をさせていただきます。今日は私どもに説明の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。まず最初に私の方から、JAグループの概要なり取組みの説明をさせていただきます。その後、いただいております9項目の課題等につきまして、私どもの考え方を説明させていただきます。最後に、関連いたしました、JAバンクシステムにおける取組みを説明しようと思っております。よろしくお願い申し上げます。

最初に、資料と書いておるものでございます。「JAグループの概要と取組み」ということで、めくっていただきまして、下の方に「協同組合とは」と書いてございます。私ども農協は協同組合の1つでございます。株式会社と同じように法人ではございますけれども、その組織原理なり、あるいは運営原理は株式会社とは全く異なるものでございます。上に書いてございますように、一人ひとりでは経済的に弱い立場にある者が協同をしている、そういう組織だということでもあります。日本には、私どもの農協のほか、生活協同組合、あるいは漁協、森林組合、中小企業等協同組合等、さまざまな協同組合があるということでもあります。

下の表を見ていただきますと、株式会社と違いますのは、協同組合は利用者が組合員となりまして、そして、その組合員が平等の議決権を持って民主的に協同組合を管理をする。そして、共同で行う事業を通じまして、組合員の共通の願いを実現するための自主的な結合組織だということでございます。

めくっていただきまして、上の方でございますけれども、それでは、農協とはどういうことかということでございます。農協は組合員の営農と生活を守り、向上させるために、さまざまな事業をやっているわけでありまして。営農指導事業、生産資材なり生活資材の共同購入、貯金の受入れ、農業事業資金、あるいは生活資金の貸付、あるいは共済、高齢者福祉、健康管理など、これで全部ではありませんけれども、さまざまなことをやっている。組合員に対しまして、農業面、生活面にわたって総合的にサービスを提供しているということでございます。

下に図を載せてございますけれども、営農計画の策定、指導から始まりまして、生産資材の調達でありますとか、生産、販売、そして貯金、あるいは生活のさまざまなことということでございます。

下の方の図でございますけれども、農協組織の概要を図にあらわしております。左から2つ目のところに総合JAと書いてございます。4月1日現在、719JAでございますけれども、これがJAグループの基礎組織であります。地域でJAは組織をされておるとい

ことであります。

そして、真ん中から右の方ですけれども、連合会であります。連合会はJAを会員といたしまして、都道府県または全国で組織をしております。JAの方は、先ほど申し上げましたさまざまな事業を総合的にやってございますけれども、連合会の方は事業ごとに分かれておるということであります。

そして、連合会とは別に、指導する団体といたしまして中央会があるということでもあります。

下の方に小さく書いてございますけれども、今はJAのことを説明いたしましたが、それ以外に、約2,000の専門農協が別にあるということもございます。

めくっていただきまして、販売事業、青果物を例に取って図であらわしております。青果物の場合ですと、生産者が生産したうちの約6割がJAに販売委託をされるということでもあります。JA自ら売る物もありますけれども、その86%を全農なり経済連、連合会に更に委託をするという形でございます。連合会はそれを卸売市場へ出荷したり、あるいは青果センター等で直売等により販売をするという形でございます。

下の方に小売価格から生産者手取価格までの概算のモデルということで図を載せておりますけれども、青果物で見ますと、消費者が1,000円で買った場合でも、生産者の手取りは4～5割ぐらいとなっております。そのうちJAなり、あるいは連合会がどれだけ手数料を取っているかということ、真ん中のところに細い線がありますけれども、JA、連合会を合わせても2%台の手数料ということで、全体の中に占める割合は小さいという状況でございます。

次に、下の方の購買事業の例でございます。肥料を例に取って図であらわしておりますけれども、右の方に円グラフがございます。塩化加里の場合ですが、そもそも輸出国がカナダとロシアで8割を占めているという状況でございます。この肥料の原料については、輸出国が偏在をしているということでもあります。

左側に日本の中の流通をあらわしてございます。全農は海外から国内で使う分の半分ぐらいを輸入をしておるということでございますけれども、最終的にJAの段階になりますと、商社が輸入をしたものからも仕入れておりますので、生産者に対するシェアは77%という形になってございます。

肥料価格につきましては、右下にありますように、近年、大変高騰をしてくれているという状況でございます。

めくっていただきまして、JA段階での共同利用施設の状況でございます。JAでは、農家一人ひとりではなかなか対応できないような、ライスセンターでありますとか、共同育苗施設でありますとか、青果物集荷施設、選果施設等々、JAで所有し、運営をしているということでもあります。

下の営農指導であります。営農指導員の数を表であらわしておりますけれども、平成18年度で1万4,000人を超える営農指導員がおります。職員に占める割合は6%ぐらいであ

ります。この数は、右の方に農業改良普及員の数を書かせてございますけれども、それよりも相当多い数になっておりますし、営農指導に要する費用を下に書いてございますけれども、JA全体では1,000億円を超えるような費用を投入をしておるということでございます。

めくっていただきまして、「JAによる農業経営」と書いてございます。御承知のように、担い手不足というのが今の農業の中では、あるいは農業の現場では大変な問題になっておるわけでございます。担い手が不足する中で、JAが出資をいたしまして農業生産法人をつくるという形で、そうした課題について対応をしていけるということでございます。遊休農地等を活用し、農業経営を行う、あるいは農業生産法人で新規就農者の育成、研修事業等に取り組んでいると、そういう例も増加をしてきているところであります。

下の方でございまして、「みんなのよい食プロジェクト」ということで取り組んでおります。農業への国民理解の促進、あるいは食育、食農といったことについて、JAグループとしても取り組んでおるところでございまして。

めくっていただきまして、上の方でございまして。JAの生活事業のことにつきまして示してございます。左に昭和30年代と書いておりますけれども、戦後の農村地域の劣悪な生活環境の中で「生活改善運動」に取り組んできて、成果を上げてきたわけでございます。内容等につきまして、その時代なり、農村の状況、組合員の状況に合わせて変化をさせながら取り組んできておるということであります。

一番右に現在と書いてございますけれども、暮らしを総合的に支援する、あるいは組合員の主体的な暮らしにかかわる活動を支援するということで「くらしの活動」に取り組んでおるところであります。「くらしの活動」の支援の中では、「食と農」を軸とした地域の活性化、あるいは「たすけあい」を軸にした地域セーフティネット、あるいは地域コミュニティ活性化の「場」の設定等に取り組んでおるところであります。

下の方は、その中の一部でございまして、高齢者生活支援でJAに取り組んでいる内容を示しております。介護保険事業に係る高齢者介護につきましても、334JAで取り組んでいるところでございまして、それ以外の事業、助け合い等、いろいろな取組みをいたしております。

めくっていただきまして、上側であります。これは病院のことでございます。余り知られておらないんですけども、JAが出資して病院を123つくっております。これは厚生連病院と言ってございまして、右端に書いておりますように、その立地につきましては、農村部等に立地をしておりまして、農村地域医療の中で、この厚生連病院というのは大変重要な役割を果たしているところでございます。

次に、新たな食料・農業・農村基本計画なり、私どもの3か年計画の取組みのことでございます。

めくっていただきまして、新たな基本計画が策定されたわけでございまして、その中で私どもJAグループに対して求められていることがございます。新たな基本計画で

は、JAグループは基本計画の実現に向けた責務を果たすことが求められているわけですが、右にございますように、特に地域一体となった取組みの推進では、農業者の経営安定への役割発揮ということが求められているとされております。そうした上で、一部には、そういう期待に応えられていないケースがあるのではないかとということで、改善も求められているところがございます。このため、基本計画の方向に即して役割を適切・効率的・効果的に発揮すべきということが言われてございます。また、健全性確保等の自主的な取組みをより一層推進することも必要とされておるところでございます。

下の方が私どもの3か年計画でございますけれども、農業の復権、地域の再生、JA経営の変革に向けて「新たな協同の創造」に取り組むというのが大きな柱でございます。このために、事業システム等の変革にも取り組むということでございます。

めくっていただきまして、下の方でございますけれども、先ほど申し上げました新たな協同の創造ということでございます。農業者の多様化、地域の多様化が進んでおるということであります。その中で、JAは大規模農家や農業生産法人だけではなくて、小規模な農家、あるいは農地の出し手、更には消費者、地域の他業種のいろいろな人々、団体を含めた連携、ネットワークを構築をして、そして協同の力を発揮して、組合員なり地域が抱えているさまざまな課題を解決していこうということを目指しておるということでございます。

めくっていただきまして裏側でございますけれども、組合員は大変多様化をしてきております。そうした中で、農協が役割を発揮をしていこうというところで課題もあるということでもあります。

1つは、多様化の中で意思反映をどのように確保していくのか、そういう変革が必要と考えておりまして、その利用関係を反映した役員枠の導入ができないかということで取り組んでおるところでございます。

また、組合員資格の在り方につきましても、そうした多様化を踏まえた具体的な検討が必要だろうと考えておるところでございます。

次に、ワーキンググループで9つのテーマにつきまして課題設定をしていただいております。

ひとつめは、農協からの信用・共済事業の分離ということでございます。このテーマにつきましても我々の現状認識は、総合型の農協は実は日本特有ということではありませんが、アジア諸国はほぼ共通をしている形態でございます。水稻を中心とする小規模・家族的なアジア型農業を基盤とする農協では有効かつ効率的な形態であると考えております。

生産資材の購入、農産物の販売、信用事業等が有機的に結びついて、農業者の営農・生活に関する総合的なサービスを実施ができていないか。

総合事業を実施することにより、先ほど説明いたしましたように、営農指導のような農業者へのサービスも可能になっていると考えてございます。

2つ目でございます。農協等に対する独占禁止法の適用除外の見直しであります。独占

禁止法の適用除外によって、JA等の共同経済行為が公正な競争を阻害しているということはないのではないかと考えてございます。農協に限らず、生協、あるいは中小企業協同組合等の協同組織においても、この適用除外というのは同様に措置されているところでございます。

独禁法の適用除外制度は、経済的弱者である農業者が協同組合として行う共同経済行為を通じて有効な競争単位となるように措置されているものであり、適用除外制度がなくなった場合、農業者・JAの共同経済行為が実施できなくなる危険があると考えてございます。

独禁法第22条のただし書きに規定がございませけれども、協同組合であっても適用除外にならない「不公正な取引方法」がございませけれども、こうした違反が生じないように、引き続き独禁法の理解なり周知徹底に私どもの組織の中で取り組んでいく必要があると考えてございます。

3つ目、農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施であります。JA全国監査機構という形で監査をやってございませけれども、これにつきまして、JAグループの健全性維持システムの一環として有効に機能していると考えております。

金融庁の検査につきましては、今の法制度でも、農協法第98条の規定によりまして、知事から要請がある場合には実施可能となっているのではないかと考えております。

4つ目、農協の一人一票制を見直し、出資額に応じた議決権とするということでありませ。協同組合の場合、単位組合の一人一票制というのは国際的に承認された協同組合の基本原則となっております。我が国におきまして、農協のほか、生協、信金、労金といった協同組織も同様に、出資額にかかわらず一人一票制でありますし、欧米の協同組合につきましても一人一票制が基本でございませ。例外的には、上限を定めながら追加的に議決権を付与している協同組合もございませ。

なお、出資額に応じてということになりますと、一株一票制の株式会社と同じ運営原理となって、それは協同組合ではなくなるということでございます。

5番目に、准組合員の廃止でございませ。准組合員制度は、戦前、産業組合という形で「地域協同組合」でございませたけれども、戦後、農協は「勤労農民」によって組織される農協ということで転換をしたわけでございますが、その際、農民でない地域住民で農協の事業を継続的に利用する者に農協の利用を認めるために、この制度が導入されたと考えてございませ。

准組合員制度を廃止した場合には、こうした准組合員の農協の事業利用をどう保証するかという課題が生じるということございませして、一方、准組合員と正組合員と一緒にしてしまえということになった場合には、農業者によらない農協になることをどう考えるのかという課題があると考えてございませ。

また、事業利用を農業者だけに限定する場合には、農業者以外の者の利用割合が高い生活関係事業等のサービス提供は困難になると考えてございませ。

6番目、土地持ち非農家の組合員資格保持という農協法違反状況の解消でございます。実は、土地持ち非農家というのは統計上の定義でございますして、10a未満で耕地を所有している世帯でございます。農協の正組合員資格は、10a以下の耕地であっても、一定農業従事している者を農業者として、法令上は正組合員資格を有しているとしているところでございますして、農家ではないんではないかということではない、法令違反ではないと考えてございます。

正組合員が農業に全く従事しなくなったときはどうかということでございますけれども、その場合には、一定の要件を満たせば、正組合員資格を一代に限り継続することができ、また、地域にあり、継続的に事業利用をするということであれば、それは准組合員になるということでございます。

7番目は、農協による株式会社等の子会社設立や株式会社等への出資制限でございます。JAの子会社数は667社あるわけでございますけれども、これらの業務内容はすべてJAとして実施可能な範囲の事業となっておりますして、脱法的ということではないと考えてございます。

農水省のガイドラインでは、新たに設立した子会社等の定款、事業計画等につきまして、行政庁に提出し、毎年状況について報告が行われている。万一、脱法的という場合には是正が求められることになってございます。

また、子会社管理につきまして「子会社管理規程」を整備して、コントロールを確保しているということになってございます。

8番目は、新規農協設立の弾力化でございますけれども、農協を新設する場合は、行政庁の認可が必要でございますけれども、その際に行政庁は、地区が他の農協と重複することにつきまして、中央会に協議をすることとなっております。13年の法改正でこのようなことになったんですが、それまで地区重複を禁じていた制度を廃止することに伴う混乱を防止する意味で導入されたんだと考えております。基本的には、行政庁が認可をするということでありまして、そのときに協議をすることであって、中央会がそれを決めるとか、そういうことではないと考えております。

9番目は、農協等の役員の国会議員等への就任禁止でございます。農協の業務執行を行います代表理事、常勤理事につきましては、法令によりまして兼職規制がかかっております。厳格化されており、兼職できる先は法令で限定列挙されておまして、その中には国会議員、地方議員とも含まれていないというのが今の状況でございます。

独禁法のことと、それから、監査のことにつきまして若干説明させていただきます。

独禁法の適用除外制度は、小規模な農業者、中小企業者、消費者が協同組合を組織して、そのことによって大企業と競争ができる、競争条件の確保をするということで措置されているものでございます。

もう一つは、農業生産におきましては、天候等の影響を受けて作況が変動すること等から、安定供給を図る観点からも、共同経済行為が不可欠となっておりますして、EUでも、

アメリカでも、農産物につきましては適用除外という措置がされているところでございます。

適用除外制度がなくなったらどうなるかということでございますけれども、共同経済行為が問題になるということで、協同組合としての共同販売、共同計算等、共同経済行為が事実上制限される恐れがあると考えております。

独禁法で問題とされる、あるいは問題とされたのは、不公正な取引方法によるものでございまして、JAにおきましても、適用除外と言いましても、不公正な取引方法を用いる場合、あるいは一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより、不当に対価を引き上げることとなる場合には、独禁法が適用されるということでございまして、公正取引委員会が「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針」を示しておりまして、独禁法の遵守に向けて取組みをしっかりとやっているところでございます。

監査につきましては、JAから独立した指導機関として中央会が設立されております。中央会で監査と経営指導を両方行いまして、JAが健全に運営されるように努めているところであります。

監査機構がJAを監査し、監査情報の提供を通じながら、中央会の経営指導にこれを生かしていく。それから、同様にJAバンクの信用部門の経営指導なり支援にこれを活用していく。全体として、JAの健全性確保のシステムをつくっておるということでございます。

監査機構はどの程度のものなのかということでございますけれども、人数は519人でございます。うち332人が農協監査士でございまして、内部監査はそれぞれのJAのところに別途1,900人の体制を持っておりまして、内部監査ではなくて、外部監査としてこれを行っているわけでございます。そして、独立性なり、監査品質の確保につきましては、大手監査法人に準じた広域審査会でありますとか、監査委員会でありますとか、そういったこと、あるいは公認会計士も活用しながら監査を行っているところでございます。

また、不祥事が起きたときの対応、あるいは不祥事を未然に防止する対応といったことにつきましても取り組んでおるところでございます。

若干長くなりましたけれども、あと、JAバンクにつきまして説明をさせていただきます。

小田審議官 済みません。できるだけ意見交換の時間を長く取りたいと思います。大変恐縮なんですけど、途中で席を外される委員の方もおられますので、この後は御質問の中で、特にJAバンク、農林中金等の関係のものがございましたら、そのときに御説明の資料も触れながら、お答え、御説明をいただければと思います。大変申し訳ございません。

それでは、佛田委員。

佛田委員 質問を考えてまいりましたので、お配りをさせていただきたいと思いますが、その前に、今、御説明いただきました全国農業協同組合中央会提出資料について、ちょっと教えていただきたいんですが、国家資格を持つ農協監査士というのは、どういう国家資

格なのかということをお答えいただきたいのと、内部監査部門に1,900人というのは、いわゆるJAの職員と理解してよいのかということと、あとは、公認会計士の活用で、延べ1,600人日（H24）と書いてありますけれども、これは平成24年のことなんでしょうか。24時間ということなのか、ちょっと御説明ください。端的にお願いしたい。

五十嵐常務理事 それでは、佛田委員の御質問にお答えをいたします。農業協同組合監査士は国家資格であるということだが、どのような資格なのかという御質問でございます。こちらにつきましては、農業協同組合法第73条の38、それから、農業協同組合法施行規則第222条によって定められた国家資格という形になっております。こちらにつきましては、毎年9月に全中が実施いたします農業協同組合監査士資格試験に合格した後、監査実務補習等一定の要件を満たした上で選任をされるという形になってございます。資格試験につきましては、監査、会計学、簿記、農協制度、関係法、すなわち法人税法、民法、こういった6教科につきましては、公認会計士におおむね準ずるような形での試験となっております。

それから、内部監査士はJAの職員かということでございますけれども。

佛田委員 いえ、内部監査士というか、内部監査士1,900人というのはJAの職員ですかということですか。

甲斐野経営対策部長 内部監査士1,900人は農協の職員です。ただ、一方で内部監査士の資格認証もしているんで、そういう資格を一定程度、取得の促進はしています。

佛田委員 H24というのは、24時間で計算するということですか。

五十嵐常務理事 いえ、平成24年度に向けてということでございます。

佛田委員 現在はどうなっていますか。

五十嵐常務理事 現在は、まだここまでは至っておりません。

佛田委員 具体的な数字はわかりますか。

五十嵐常務理事 具体的に、全体で申しますと、1,000人日程度です。

佛田委員 わかりました。

紙をお配りさせてもらったんですけれども、ほかの先生方の時間もありますので、端的にお答えいただきたいと思います。全項目聞けるような時間がなさそうなので、重要な部分だけ御質問にお答えいただきたいと思います。

信・共分離についてなんですが、受益者である組合員から見て、信・共一体運営、または信・共分離のメリット、デメリットは一体どういうことになるか。これは全中と農中にお答えいただきたいです。

それから、いわゆる農協の総合事業というのは範囲の経済の効果を行っているとは私は理解しているんですが、その効果とは一体何で、それを具体的に示せるのかどうか。これは信・共分離ということですので、全中と農中にお答えいただきたいです。

それから、独禁法の除外の見直しなんですが、現場では優越的立場の利用があるのか、またはそれに近いことが起きているのか、いないのか、これは全農にお答えいただきたい

と思います。

それから、今回こういうことが注目されている背景には、違反事案の件数と内容があったのではないかとことなんですが、それについて御認識があるのか、ないのかということをお農からお答えいただきたいと思います。

それから、適用除外をなくした場合に、全国に何百万人という組合員がいますけれども、その逸失利益とは一体何なのか。これは全農がお答えください。お願いします。

それから、金融庁検査・公認会計士監査ですが、現在の検査、監査は十分か、問題点は何か、メリットは何か。これについては、監査委員長と全中と農中にお答えいただきたいと思います。

それから、公認会計士監査を行うに当たって費用がかかると言われています。その費用はどれぐらいを見積もっていらっしゃるのか、またはその費用負担に耐えられるのか。前半については全中にお答えいただいて、後半は農中にお答えいただきたいと思っています。

それから、ずっと飛ばして、下から2番目の新農協の弾力化なんですが、これは全中に全部お答えいただきたいんですが、今までに新農協が設立できなかったことはあるのか、ないのか。または中央会協議によって設立された総合もしくは専門農協の設立割合と数はどうなっているのか。または設立の反対意見があったと聞いていますが、それは具体的にどういう内容だったのか。新規農協の設立が弾力化された場合に、専業農家だけの農協をつくったらいいという御意見があるんですが、その場合について、収支は成り立つ見込みが考えられるのか、お答えください。お願いします。

甲斐野経営対策部長 信・共分離の話ですけれども、全中の方からお答えします。1つは、2点目の質問と絡みますけれども、経営サイドから見ると、複数事業をやっていると、範囲の経済ということで、1つの経営資源を複数に使えます。ですから、支店で、信用窓口もやり、共済窓口もやり、経済もやりという形で、いわゆる多角化のメリットというのは経営サイドから出てくると思います。

もう一つ、利用者から見れば、営農と生活を両方やっていますので、それが1つの支店なり、機能の中で享受できるということがメリットなんではないかと考えます。

デメリットは、そういう面では、それぞれの個々の事業、これは規制改革に言われて、区分経理を明確にしていますが、赤字の部分と黒字の部分がそれぞれあります。そういう面では、1つの事業を利用している方、貯金だけ利用している方は、貯金から得られるメリットというのが、実は組合の中で、ほかの部門、営農指導の部門とかに使われているということがあるんで、専門性というか、それだけのメリットからしては、そういう部分はあるのかなと思いますが、総合的に考えれば、組合員は総合的な利用でメリットを享受しているのではないかと考えています。

加藤代表理事専務 それでは、独禁法の適用除外の見直しということで、最初に、現場で優越的な地位の濫用があるのかということなんですが、これはまさに公正取引でありますので、我々、法令遵守として、ないというふうに思っております。

ただし、過去の事例として、違反事例の件数と内容は認識しているのかというところについては、認識しております。まず、違反事案という形で言うと、過去、昭和 29 年から平成 21 年まで、独禁法違反ということで法的措置が取られたのが 16 件であります。内容的には、拘束的な条件つき取引とか、排他的な条件取引、こういったもので過去ございました。これは連合会、それから、農協でも、そういう違反の事例はありました。

あと、警告では 5 件あります。過去の警告をすべて拾い出すのはなかなか難しかったですけれども、直近、平成 10 年度以降、5 件だということであります。これは J A が多いんですけれども、連合会、全農として警告を受けたのが、平成 12 年に農薬の取扱いで不当廉売ということで警告を受けました。

それから、適用除外をなくした場合に、組合員の逸失利益というのは何かという御質問なんですけれども、さまざまな問題があると思うんですけれども、端的な例として、野菜の例で行きますと、全国の農家がさまざまな農産物をつくっております。そういう中で、私ども、ここで言う共同販売、共同計算、共同購買、共同施設利用というものを行っています。そういう中で、こういったものがすべて適用除外で使えなくなるということは、まず、物流コスト、これはそれぞれのところで品ぞろえというのをやってまいりますので、物流コストが極めて高くなるという認識をしております。

それから、私ども、単なる農産物を販売するだけではなくて、国民に安定的に食料を供給するという使命を持っているという認識をしております。そういった中で、今、言ったものがなくなると、生産者と消費者を安心して結ぶ懸け橋を我々の経営理念にしているんですけれども、農家、消費者のところに流通コストとして無駄なコストがかかると認識をし認識をしております。

岩本監査委員長 次に、財務諸表等監査について御説明いたします。監査体制は十分かということですが、これは大手監査法人も同じですが、監査品質の向上と独立性の問題は、永遠のテーマです。これは、そのときどきの経済環境の変化等によって、独立性の要請度合いも違ってきますし、監査品質のレベルも違って来る。我々は大手監査法人のレベル感を参考にしながら、できるだけそれに近い水準で監査品質と独立性を農協法という範囲の中で考えています。

まず、監査品質を言う場合に、監査従事日数が問題になりますが、平成 14 年に全国監査機構ができたときに 419 名でスタートし、現在は大体 520~530 人、100 名以上増えています。それと同時に、公認会計士の活用も、今、1,000 人日ぐらいですが、今後 2~3 年の間に 5 割アップくらい考えていくということで、要員の面で充実をさせてきております。

一方、対象 J A は、平成 14 年は大体 1,050 ぐらいありましたが、現在、合併により 719 まで減っているわけで、基本的には対象 J A が減れば監査日数は減るわけですが、J A が減っていながら要員は増やしているということで、この点からも監査従事日数は充実してきていると思っています。

それから、メリットとしては、J A は都道府県に分散しているわけで、監査要員もそれ

それぞれの県に配置されています。例えば、大手監査法人であっても、国内で20とか30しか事務所はありませんし、まして500人以下の中堅の監査法人は東京と大阪が中心で事務所の数は少ないです。全国に点在しているJAを監査するうえで、我々の組織は全国にその要員を配置できているというメリットがあり、当然、業務内容もよく知っているわけです。監査を有効に実施するためには、対象監査先の業務内容を知っていることが前提になっていますので、JAなり中央会に勤務して、その中で、農協監査士の試験を受けて、会計・監査の知識を身につけた人が従事しているのはこの組織特有のメリットだと思います。

もう一つは、全国監査機構の監査はJAの破たん・清算の最終結論を出す1~2年前に監査で事業継続の弱さを発見することにありますし、例えば、自己資本比率4%以下ならば当然破綻懸念ですけれども、自主基準として8%自己資本比率を考えているので、監査の過程で8%以下を予想できたらJAバンクのセーフティネットとして、農林中金とおよび中央会の経営指導部門と連携を取って、再建計画だとか、自己資本比率を8%以上にするための増資・合併等の計画を指導する。自己資本比率を監査によって測定することでリスクを事前に把握するということに主眼を置いて、最終破綻処理を未然に防止をするということに注点を置いている。この辺も全国監査機構のメリットではないかと思います。

それから、費用の問題なんですけれども、例えば、監査法人に頼んだ場合、どのぐらいの費用になるかということ、500人の人間が大体100~120日監査する。監査法人は、安くても1日12万円ぐらいです。それに事務所使用とか諸経費を入れると、大体80~90億円ぐらいになると思います。

現在、監査法人は190以上ありますが、大きいところは4つです。それ以外の5番目というのは500人以下です。全国監査機構は、組織的には5番目ぐらいの大きさの規模になっています。そうすると、我々よりもレベルの高いところに頼むとなると、その4大法人に頼むわけですけれども、そこはコストが高いんです。もし全面的に公認会計士監査を入れるということになると、アウトポケットで80億円とか90億円を我々グループで負担しなければいけないということになると思います。

五十嵐常務理事 全中からも若干申し上げます。今、岩本委員長から説明があった点につきましては同様の認識でございます。

あと、現在の監査機構の運営にかかる費用負担につき補足いたしますと、各県中なり連合会からの賦課金という形でいただいております。監査対象であるJAから監査手数料を取るという仕組みにはなってございません。大変環境の厳しい中ではございますけれども、ただいま話がありましたようなJAの健全性に資するという点につき理解をいただいで、賦課金という形での負担をいただいでいるところでございます。

古谷専務理事 農林中金ですけれども、先ほど佛田委員から信・共分離のことについてもコメントということでしたので、それも含めて御返事をさせていただきたいと思います。

まず、信・共分離のことですけれども、基本的な見解は全中と同じで、結局、利用する側の農家にとっては、農業指導も、資材の販購買も含めて、それと金融なり、生活サービ

スなり、一遍に受けられるということ。それが過疎地なり、そういったところでも受けられるということで、ここは地域を支える力になる原動力ではないかと思えます。

我々の研究所があるんですけれども、ここでアンケート調査を取って、農協を利用する一番のメリットは何ですかということ聞いたときに、さまざまなサービスを総合的に受けられるというのが、正組合員、准組合員、それから、地域の方も含めて、それが一番高かったということがありますので、そういう意味で、こういった一体的な事業が組合員なり、地域の方々には支持をされているのではないかと理解をしています。

逆に経営的には、先ほど全中の方からあったように、地域の相対してする仕事に対しては、人なり人員というのを繰り回す上では、総合事業体でやった方がアイドリングが少ないということがあると思えます。これは店舗もそうだと思います。1つの店舗が金融だけやるのではなくて、いろいろやる方がコストが少なく済む。

それから、経営収支的なことで申し上げますと、営農指導とか、経営的にはコストだけかかるという部分と、金融の部分とか、そういったものの収支的なバランスをさせて、安定的なゴーイングコンサーンに持っていくというのが今の経営のスタイルでありまして、それが結果的に組合員に対する営農も含めたサービスができる、こういう力の源泉になっていると思っております。

それから、次の論点の金融検査、監査で、監査の方は今、岩本委員長なり、全中からもお答えがあったんですけれども、若干「JAバンクという言葉と重なって出ておりますので、先ほどお配りした「JAバンクシステムにおける取組み」というのだけ少し説明をさせていただきたいんですが、3つ目の束であります。主に今の論点に関係のあるところだけ申し上げます。

はぐっていただいて、2ページ目に、さっき岩本委員長がおっしゃった「破綻未然防止の取組み」というのがあります。JAバンクのシステムは、実は、再編強化法という農協の金融事業の再編強化をする法律に基づいて、事業を一体的にやるということと、破綻を未然に防止するという2つで成り立っております。

2つ目のところの左側の絵を見ていただきますと、点線で囲ってあるのがJAバンク、つまり、農林中金と信連と農協が全体として1つの金融機関としての役割分担をしながら機能を発揮すると、こういうコンセプトになっておるわけです。そこを支える仕組みとして、下側に再編強化法という法律があって、これは法律上の権限に基づくものであるということ。それから、上側に支援基金がございます。要するに、自分たちが出した独自の支援財源を貯めているということが2つ目です。3つ目に、左右に中央会と監査機構とありますけれども、経営指導なり監査なりと連携をした指導をしている。こういうことが破綻を未然に防止する上で大変役に立っていると思っております。

その右側に、どういうことをやっているのかということ、縦のところに8%確保とありますけれども、国内の金融機関の基準というのは、4%自己資本があればいいんですけれども、早期に発見するという意味では4%あればいいところを、8%に目線を合わせて、経営

状況を、全農協をモニタリングをしながら、注意すべき農協については、格付という制度を持ってきて、そこで注意すべき農協を抽出した上で、JAバンクと中央会と監査機構と情報を共有しながら指導していると、こういう実態でございます。

その成果が次の3ページにございますが、自己資本比率は17から18、不良債権比率は7.4から半分ぐらい、こういうところまで改善をしてきているということでありまして、こういった、一体的に早目に見つけて指導をしていくというのが、協同組織の支え合うような仕組みの中にビルトインされているということでもあります。

ちなみに、自己資本比率なり不良債権比率というのは、ほかのところと比べてどうかというのは下の表ですが、信金、信組なり、自己資本比率は一番高い水準ですし、不良債権比率は信金、信組よりは十分低いということで、金融庁の検査を受け、あるいは公認会計士の監査を受けたところと遜色のない水準まで来ているということでございます。

最後に、4ページ目に、こうした牽制の仕組みがどうして機能するかということでもありますけれども、誤解を恐れずに言いますと、セーフティネットという下の枠があります。まず、自分たちで財源を出しているということで、みんなで出し合った共有財源ですから、これを使ってどこかを立て直すということについては、出した人たちはそれぞれ地元の組合員なり、あるいは会員なりにちゃんと説明をしないといけないという責任を負います。そういう意味で、相互に牽制が働くということがございます。そういった責任を負って、各県なり、全国で委員会をつくって重要事項を協議をして、まずいことが起きる農協が出ないようにということで、経営改善の計画の審議なり、あるいは合理化の指導なり、こういったものを早目、早目にやっている。こういった仕掛けを持っているということが、監査なり検査の実質的な、補完的な機能を相当程度果たしていると思いますし、そんなふうに御理解をいただければと思います。

そういう意味で、佛田委員からの検査、監査について、十分かどうかということ言えば、今の監査のところと言えば、こういった仕掛けと一緒にワークすることでもって、相当程度の実質的な機能が果たしているのではないかとということでもあります。

併せて、検査の方につきましては、身もふたもないことを言ってしまうと、どこが農協の検査をするかというのは、検査をされる側の我々の意思の問題ではなくて、国の側のお決めになることだろうと一義的には思うわけにあります。ただ、今、実際の検査は、農協は農林水産省の所管で、法定受託で、各都道府県に検査を委託していると、こういう格好になっております。そういう意味では、金融庁とは違うことですが、金融検査マニュアルなり、金融の監督指針といったものに基づいて検査がされますので、そういった意味の枠組みなり目線は金融庁と全く同じであります。

あと、レベルの問題がどうなんだということにつきましては、私どもでなかなかコメントしづらい部分がございますが、各県がやっているという意味で言えば、金融庁がやるよりも、客観的なことと言えば、県がやった方がばらつきは出るのではないかと。普通の意味では、そういう感じはいたします。

ただ、金融庁が本当に農協の検査を全部仕切れるかということ、農協独特の経済事業の未収債権の問題だとか、カントリーエレベーターとか、そういう施設の問題もございまして、やはり農協の実態を知った人とセットになってでないで、なかなか実際の検査はできないのではないだろうか、こういう感じがいたします。

そういう意味で、実質的に被検査機関と対話を通じて経営を健全化するというのが検査の最終的な目的だと思いますので、そういう検査、監査の枠組みと同時に、先ほど申し上げたような、JAバンクと全中なりが一緒になってやっている経営の指導の枠組みというものを、こういった公的な枠組みの補完をするものとしてワークさせていくことが一番実態的ではないかと、こんなふうに考えてございます。

あと、費用負担に耐えられるかということでございますが、費用負担は。

小田審議官 それは先ほどお話がありましたので。

古谷専務理事 よろしいですか。では、そんなことで。

小田審議官 あと、1点、佛田委員からの御質問で、新農協設立弾力化の、特に反対された場合、どういう観点で、どういう意見を述べられたのかを中心に御説明いただけますでしょうか。

甲斐野経営対策部長 新設ができなかったことがあるのかということですが、思いついて途中でやめた例はありますけれども、都道府県に認可申請を出して、それが拒否されて新設できなかったという例はないです。ですから、認可申請が出ていけば、それは認可されて設立されているということです。この制度はおおむね平成14年から入ってまして、新設された農協は10です。すべて専門農協です。信用事業をやっている総合農協の例はないです。認可申請が上がりますと、法律に基づいて中央会協議が求められるので、そういう面では、10の例ではすべて中央会協議を県庁の義務として中央会に協議をしています。大半はいい悪いということでは言っているわけではなくて、こういう点も留意してやっってくださいということを受けて認可を行政がやっていますので、反対の意見を明確に述べているのは、新設のケースについてはないのではないかと認識しています。

それから、もう一つ、1つの農協が地区を拡大するときにも、地区が重複しますから、今の制度では中央会の協議を経ないと認可されないという制度になっていまして、これが実は60ぐらいのケースがあるんです。例えば、専門農協が地区を拡大したり、総合農協が大分とか佐賀のように1農協になって、ほかの農協と重複する場合も地区重複ですから、この場合も認可申請と中央会協議が行われます。

このケースで1つ、合併しようとする農協が合併回避のために地区重複を申し出たというケースがあって、こういうものについては反対意見を表明した例は、私の知っている限りでもあります。その後は取り下げたみたいな感じになっているみたいですけれども、そういう状況になっています。

新設の農協については、そういうことはないのではないかと思います。反対意見は、主として、我々の方でも、合併に弊害があるとか、農業振興に支障があるということで、特

に生産調整とか、そういう問題が生じた場合のみ意見を言うようにしております。

それから、最後の専業農家だけで農協が成り立つかという点につきましては、農協を総合農協という形でとらえれば、信用共済とか、生活関係事業の規模を考えますと、専業農家だけで総合農協が成り立つことはないんだと思います。成り立つ場合は、農業関係事業に特化した、いわゆる専門農協としての農協は成り立つ可能性はありますが、生活も含めた総合的な農協というのは、専業農家だけですと、数が限られたり、数多くしようとしても、範囲が非常に広がってしまって、実際は効率的ではないんで、その部分は難しいんじゃないかと思っております。

小田審議官 ありがとうございます。

ほかに御質問はありますか。

草刈分科会長代理 退室をしなければいけないので、一言だけ。特に議論する気はございませんけれども、さっきの監査の問題で、要するに、監査というのは、言ってみれば、第三者から見て、きちっと経営が成り立っているか、あるいはちゃんとやっているかという話なわけです。要するに、第三者の目で、第三者の監査なり検査なりをすることがまさに今日的な意味でのコンプライアンスであって、費用の問題は、あれだけの人数を抱えておられるわけですから、90億を中と外と入れ替えればいいだけの話です。外部からの監査がないということは、コンプライアンス的に、今日的には、問題外だというのが私の認識でありまして、これは農協の今後の今日的な発展という意味でも非常に問題があると私は認識しています。議論は結構です。

小田審議官 本間先生。

本間委員 意見交換ということで、私の個人的な感想といいますか、齟齬といいますか、そういうのを申し上げておきたいと思っております。 農協からの信用・共済事業の分離、農協等に対する独占禁止法の適用除外の見直し、 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施及び 新規農協設立の弾力化（地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項削除）について申し上げます。

農協からの信用・共済事業の分離の考え方なんですけど、総合的にやった方が範囲の経済等々があるというお話もあるわけですけども、問題は、一般の金融機関、金融業が他業禁止という制約の下にあるわけです。総合農協はアジア諸国に共通するものであるという御認識ですけども、農協の設立当時は確かに必要性があったという認識は私も持っております。ただし、今日的に、アジア諸国とは相当に今の日本の農協のレベルは違う。したがって、そこは、他業禁止を適用し、一般の競争条件というものを他の金融機関とイコールフットイングに持っていく必要があるのかなのか、そこを議論したいというのが出発点であります。

私の理解では、他業禁止の理由は大きく分けて2つあります。1つは、預金者保護です。貯金したつもりが、利益をほかに回されて、金融業そのものが被害を受ける、あるいは損害を受けるという問題が生じるとすれば、預金者は経済事業の補てんをするために預金を

しているわけではないという考えは当然出てくるわけです。そういう意味での預金者保護。

もう一つは、預金をバックにした、いわゆる圧力販売と言われるものの防止。これは勿論、独禁法違反ですから、これがあつたときにはすぐさま摘発されるわけですがけれども、ここは有形無形に出てくる話でありまして、やはり心理的な圧力等々がある。

こうしたことを踏まえて、ほかの金融機関では全く他業を認めていない、金融業以外の業務を認めていないということに立ち返って考える必要がある。農協も准組合員が増え、JAバンクは相当に大きくなっている。これ自体も、広告、テレビ等を使って勧誘まで行っているということの是非も本当はあるんですけれども、そこは置いておいても、そうした形で金融業が非常に大きくなって、なおかつ他業を同時に行っているということを問題にする必要があるのではないかということでありまして、ここは現状認識等でお考えのものと、私どもが問題提起しているところは相当に齟齬があるんじゃないかと思っております。

同様に、2番の独禁法の適用除外の件ですけれども、小さいときには確かに経済的弱者である農業者が協同組合を形成して交渉力を高めるということで、独禁法除外の意味があつたとは思っています。しかし、特に連合会等々がこれだけシェアが大きくなったときに、果たしてこの理屈が通るかどうかが問われるんだと思うんです。簡単に言えば、これはシェアの問題です。相当に大きくなって、マーケットシェアがこれだけ大きくなると、とてもとても弱者である協同組合が...ということにはいなくなっている。1県1農協も出てきましたから、単協がよくて連合会がだめなんだという議論も成り立たなくなりつつあるわけですがけれども、したがって、マーケットシェアがどうかということをきちんと議論して、その独占力といいますか、そうしたものが議論されなくてはいけないんじゃないかと思っております。

それから、3番目の公認会計士監査については、草刈分科会長代理がおっしゃったところですので、余り詳しく議論する必要はないと思うんですけれども、有効に機能しているかどうかということと、第三者から内部監査と見られてしまっていて、そこをどう考えても払拭できないという問題があるわけです。ですから、透明性ないしはコンプライアンスの問題として、コストがかかっても、対外的には透明性を確保することがどうしても必要なんじゃないかと思っております。

それから、8番についてですが、確かに許認可そのものは行政庁の判断ですけれども、そこに至るプロセスで、行政庁は県中の意見を聞いて、ほぼその意見が重要視されるという形になっていると私は認識しております。したがって、今まで申請が上がってきたものについては大体認めているというお話でしたけれども、そこに至るプロセスで崩されているものがたくさんあると私は認識しているんです。ちょっと相談に行ったら、県中と相談しなさい、県中はだめだと言っている、では、それはやめなさいよという話になるという具体的な話も聞いていますので、出てきたものについての許認可というよりも、体制、制度としてどうなのかということなんです。重複については、中央会が競争というものについて、

どういふふうにお考えか伺いたい。今の農協自体の発展のためには、やはり農協同士が競争するという側面も必要なんではないか。従来のゾーニングといいますか、地域割から脱却した形での競争があって、そこが健全な農協を育成していく1つの方法ではないか。それは監督といいますか、指導といいますか、そういうことの一環として行われるべきではないかと思っておりますので、最後の点だけお答えいただければと思います。

甲斐野経営対策部長 前の方もいろいろ言いたいことがあって、意見の相違がかなりあるんですけども、地区については、先ほど言ったように、地区重複事例がどんどん増えているんです。それはやはり農協の規模が大きくなってきて、いろんな面で地区重複するところが出てきています。ただ、農業というのは地区に根差しているところがあって、地区にカントリーエレベーターがあるとか、集出荷施設があるという範囲で考えれば、地区を重複させることの意味というのは余りないんです。

ただ、そういう形で地区も重複してきていますし、最近では地区を超越して、例えば、田舎の農協が都市部に直売所を出す。これは販売事業なんで地区制限を受けないんですけども、そういう都市と農村の交流みたいなものが出てきて、地区というのは組合員の資格を規定するだけなんですけれども、それについては、多様な都市と農村の交流だとか、我々との新たな協同の創造という世界の中では、徐々に弾力化していくという考えは、我々の中でももう少し考えてみたいということでは考えています。

そういう面では、申請前のものは、私どもで把握しようがないので、そういうことがあるのかもしれないですけども、制度的には先ほど申し上げたとおりです。

本間委員 ですから、簡単に言えば、この条項は必要ないんじゃないか。

甲斐野経営対策部長 この条項自体は、先ほど申し上げましたように、13年に通達が廃止されたんです。それまで信用事業の組合だけ重複してはいけないというのが、今度は地区重複が通達廃止でフリーになって、14年の改正は、地区重複したら全部協議しなければいけないと、前より強くなってしまったんです。だから、地区重複の混乱を事前に抑止しようと思って14年に入れた制度なんで、10年たった後、今、もう一回、今日的に見直すというのは必要だと思います。

小田審議官 城所先生。

城所委員 済みません。端的に2点だけお願いします。農協監査士の受験者と合格率です。大体、農協監査士の方がどのような学歴を持っているのかをお伺いしたい。これは公認会計士に準ずるとおっしゃいましたけれども、公認会計士は一応、国家資格の中でも弁護士に継ぐ難関試験なので、それに準ずる、対等な人的な素養があるかということで、これが1点です。

もう一点は、先ほど、独占禁止法の適用除外の見直しで、共同販売のときに独占禁止法の適用除外が見直しになると困るというお話でしたけれども、現状の共同販売のときに、ただ共同で販売しているだけなのか、価格も統一して販売しているのかをお答えください。よろしくお願いします。

岩本監査委員長 農協監査士の試験なんですけれども、合格率を正確には言えませんが、多分、10～20%の間だと思います。だから、厳しい試験です。あとは、受験する人たちの資質は、ほとんど大学卒の人たちです。

牧口総合企画部長 委託販売の場合は、基本的に市場で価格が出たもので共同計算をいたします。平等に単価を積算して配分をいたします。一方、買取販売、契約販売で売っているものもありますので、そういうものについては、原価を決めて買い取りを農家からいたします。それに一定のコストをかけて販売しております。

城所委員 委託販売で、例えば、A県のイチゴとB県のイチゴだったら、コストから違いますね。

牧口総合企画部長 それは全く違います。そういう広域での共計はやっておりません。最大でも県内の共計です。

城所委員 はい、結構です。

小田審議官 小林委員。

小林委員 2点ほど御質問と、意見を言わせていただきたいと思います。先ほど全国農業協同組合中央提出資料で青果物の販売事業の例という形で御説明いただいたんですが、農商工連携法がございます。これに基づくビジネスモデルというのが最近非常にいろいろ取り上げられてきているわけがございます。農業を工業、商業という位置づけの中で見ていこうと。この中で3つあると思うんですけれども、各農家の、例えば、経営基盤の強化ですとか、収益性を上げましょう、生産性を向上しましょう、こういうビジネスモデルの多くが、このフローチャートで行きますと、生産者から右側の方に飛びまして実需者、すなわち量販店であったり、生協であったり、場合によっては生産者から消費者へ、こういうビジネスモデルが非常に多いわけです。そういったときに、農協はどのような対応をされるのかというのを御質問したいというのが1つあります。

加藤代表理事専務 質問の意図と関連するかどうかわかりませんが、農商工連携含めて、我々の経営資源だけですべてできるかということになると、なかなか難しい問題があるので、今後とも農商工連携の視点は強めたいと思います。その中で一番大きいのは、農家の所得を最大化するには、素材で売るというよりも、今後、加工をしていく、付加価値をつけていく、我々の事業の計画の中でそこに重点を置いております。直売、付加価値を介した加工品、こういったものに対して、私どもの経営資源と農商工連携それぞれのノウハウも含めてやっていきたいということで、極めて重要な視点だという認識をしております。

小林委員 ありがとうございます。

もう一点ですが、先ほどの御説明の中で、農協は大きなスケールメリット、多角化をする中でのスケールメリット、そこで利益を団体として上げ、それは最終的に各組合員である農家の方々に利益が還元されている、そういうスキームは大体理解をさせていただいているんです。そうすると、農協の中でいろいろな事業が展開されていくわけですが、この

資料の中でも、例えば、介護の話ですとか、医療の話ですとか、そういうところにも積極的に取り組まれているんですけども、こういう部分が本当に国民から求められているのかなというところは、ちょっと私、疑問に思うところがあるんです。

といいますのは、もともとの目的は、組合員に対する共同的な付加価値を求めるために組織化するということを前提に置けば、農協に限らず、いろんな協同組合がありますけれども、それが最終的に、メインは組合員に還元されるという中で、介護事業ですとか、医療事業というのは、そういう枠を当然超えます。一般の方々が対象になるということも相当あると思うんです。例えば、医療について言うならば、僻地の方々、医療過疎の方々にも多大なる貢献をされているというのは、それはそれで結構な話だと思うんですが、そうではない部分で言うと、同じ民業ですけれども、他の医療という民業を圧迫しないか。その辺のところについての御見解を聞かせていただきたいと思います。

甲斐野経営対策部長 御指摘のように、もともと発足は組合員がいて、その人たちが介護が必要だとか、農村部の医療が少ないというのが発端です。特に医療とかは、いわゆる受診拒否できないですから、そういう面では、来る方はみんな診療しなければいけないということですから、組合員という制度というよりも、半分公共的な機関となっています。先ほど申し上げましたように、日赤、済生会、厚生連が公的な病院なんですけれども、比較的病院がないところに設立しているということなんで、すべて調べているわけではありませんけれども、そういう面では、そういうところに立地しているということで、そういう役割を果たしているんで、ほかの医療法人と競合しているという形にはそれほどなっていないのではないかと。逆に言うと、厚生連病院がないと、ほかに病院がないという事態になっていますし、実際、厚生連の病院は、医師不足だとか、そういうので、ここ2～3年、かなり経営が厳しくなっているんで、それを実は農協が出資する形だったり、融資する形で支えているというのが実態です。

小田審議官 八田先生。

八田委員 私は2つ御質問があります。まず、営農指導です。土屋さんが御説明になったように、昔はかまどの改善とか、そういうことからスタートしたということです。しかし今は、都市のスーパーがどういうものを求めているとか、居酒屋チェーンがどういうものをつくりたがっているとか、そういうことを指導することが非常に重要なことだと思うんです。農協で売るということではなくて、直接そういうところに売ることが、元来、一番いいものをつくらせることですが、これは完全に利益相反だと思うんです。その点についてどう考えていらっしゃるか、まず伺いたいと思います。

甲斐野経営対策部長 矛盾しないと思うんです。基本的に営農指導も多角化していますし、今、営農指導員はいろんな役割を果たしているんですけども、特に重点的にやっているのは、販売戦略なんです。それは、先ほど言った委託販売とか市場流通だけでは限界があるから、農商工連携だとか、直売というのを、農協ルートを通じてですけれども、そういう形で販売していこうという販売戦略中心に営農指導をやっている部分が多いんで、

そこは矛盾はしないと思います。

八田委員 農協ルートを通じないで売った方がいいという場合があるでしょう。その場合にどうしても農協ルートを通じて売らせるインセンティブがある指導員には、利益相反が起きるではないですか。

甲斐野経営対策部長 農協ルートを通じないというのはちょっとあれなんですけれども、結局、農協が。

八田委員 それだけで結構です。

それから、2番目の御質問は、古谷さんが、「総合農協では、金融のサービスから得られる利益でもってほかのサービスも提供することができる」と御指摘になったことです。、内部補助できることも、こういう総合的な農協の1つのメリットだとおっしゃったと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

古谷専務理事 内部補助ですか。

八田委員 内部補助ですね。要するに、金融の方である程度もうけることによって、ほかのサービスもやることができるようになる。

古谷専務理事 はい。経営的にそういう形になっているということです。

八田委員 これは、最初におっしゃった範囲の利益とは全く別なことだと思うんです。範囲の利益は、例えば1人の人がいろんなことをできるから、全員が得することです。生産性向上の反映です。これは、1つのところでもうけているものをほかに渡して内部補助をすることとは違います。したがって総合農耕には、範囲の利益に加えて内部補助の利益があると御指摘になったわけですね。

古谷専務理事 コンセプトは違うけれども、同時に成り立つと思います。

八田委員 わかりました。どうもありがとうございました。

小田審議官 吉田委員。

吉田委員 意見だけにしますけれども、1つは、独禁法に関しては、独禁法自体の適用の問題と、それ以外の実態として農協のシェアが大きいわけですから、そのシェアの中で、肥料にしても、農薬にしても、販売の方にしても、取引している民間企業に対して、有形無形の圧力がかかるわけです。単純にこれは民間の世界でも行われていますから、そんなことをするんだとうちは買わないよと言われたら終わりなんで、その辺の問題もあるのと、もう一つは、個別法で、例えば、金融などでも、これは国の問題だと思っていますけれども、幾つかの生産者に対する資金供給が、全農、連合会、農協を通じて、もしくはそこにしか都道府県等から業務委託ができないという法律等もあるので、その辺も含めて、審議のときに意見を言わせてもらおうと思っています。

最後に、先ほど本間先生も言われた地区の重複問題なんですけれども、これは意見がほぼ一致していると思うので、基本的には認識の確認だけなんですけれども、法改正後、事業の展開に関しては、地区重複問題はなくなっている、制約はないという認識でよろしいですか。当然、住所は、組合設立、もしくは組合員の加入のときに、住所要件というのは

ありますので、それはしようがないとは思いますが、あらゆる事業展開の中で地区の制約ということはないという認識だと考えてよろしいですか。

甲斐野経営対策部長 それは、従たる事務所がないと地区が拡充できないという意味ですか。

吉田委員 そうです。

甲斐野経営対策部長 それとは切り離しています。ただ、余り実態のない、先ほど言った、何も無いのに地区を重複することに本当に意味があるのかというのは問題としてあると思います。

吉田委員 もう少し突っ込んで言うと、経済活動とか販売活動に関して、地区要件ということで、法律上、何ら制約がない状況にはなっている。

甲斐野経営対策部長 補助事業などのときにはよくわかりませんが、受益地域みたいのが出ていますが、基本的に地区の概念とは切り離されています。地区は今は、先ほど申し上げましたように、やり方として、組合員資格を限定するため、それから、行政の監督範囲を決めるために主として使われています。ただ、実際は、農協の場合は、きれいに絵が描けるような形で区割りをしているというのは事実です。

小田審議官 済みません。議事運営の不手際で時間をオーバーしているんですが、恐縮ですが、今日お出でいただいた委員の方には一言、御質問等、伺いたいと思います。

大上委員 簡単な質問を1つだけいいですか。今日いらっしゃっている方々、後ろの方も含めて、16名いらっしゃいますが、専業農家の経営経験のある方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。要するに、専業の農業の経営に関わった経験のある方。

甲斐野経営対策部長 いないです。

大上委員 1人もいらっしゃらない。はい、わかりました。

小田審議官 相澤委員、いかがですか。もし御質問があれば。

相澤委員 私も素人なんで理解不足かもしれませんが、独禁法の除外規定に関係してくると思いますが、経済活動のところで全農がやっている購買活動、共同販売活動、特に資材の共同購買活動とかというのは、言ってみれば総合商社がやっている経済活動とほぼ同じような内容を行っているわけですね。それを営利法人とは別途の協同組合形式でやる、さっきの一人一票制ということなんですが、その場合、経済的な効率性というものが阻害されている危険があり、実際に不採算事業もかなりあるように思いますが、現在全農が行っている全ての事業について共同購買なり、共同販売事業がこれからの日本の農業の維持にとって必要と考えるおられるのかどうか、その辺について御意見を伺いたい。

加藤代表理事専務 経済の効率性といったときに、資本の増殖というところで考えれば、株式会社のほうが効率的だという議論になると思います。ただ、我々として、兼業農家を含めた地域を支えている農家、こういったものを全般に見ていくということでもありますので、例えば、大口農家だけに対応することはできない。商社の場合には、効率の高い農家のみに対応ができると思うんですが、協同組合ではできません。

それから、相澤先生、本間先生、吉田さんの意見の中で1つ共通したところで、独禁法適用除外の中で、シェアの問題はよく言われます。それは肥料でよく言われるんです。肥料はシェアが高いんですけども、今、肥料というのはそれぞれの国家戦略の中で動いています。例えば、米国、カナダというフリートレード、フリーエンタープライズといった価値観で動く国自体のなかでアンタイトラストの適用除外の肥料原料の輸出組合をつくり価格統制する状況です。こういった寡占化されたマーケットのなかで対抗するためバイヤーズリーグ的発想は必要です。相澤先生は専門だと思うんですけども、米国は企業の倒産法と別体系として、公共性の高い農業はチャプター12ということで別体系になっている。アンタイトラストも含めて、農業イコール国家戦略の中で進められるべきで、肥料のシェアは、各国の状況等も比較して、全農、日本を見ていただきたいなという思いであります。

小田審議官 最後に、安藤先生。

安藤委員 私からは幾つかの質問と、言いたいことがあります。まず、信・共分離の点について、営農指導は赤字なので、ほかのところの利益で補てんしていると言う話でしたが、もし営農指導に農家の現場が求めている情報を提供できる、指導ができる力があるのであれば、適正な対価を取れば良いと思います。内部補助があるということは、営農指導を利用していない人から利用している人への補助になっているわけです。農家の方がどの農協に属するかを選べないとすると、このような移転があることに対する不満が言いにくいと思いますので、サービスの値段のつけ方は良く考える必要があるはずです。これは意見ですのでお答えは結構です。

2つ目は、公認会計士監査についてです。御説明の中で、1つの会計事務所がやるとしたら、相当大きいところでなければできない、規模としてトップ4のいずれかでないとできないとおっしゃっていましたが、別に個別の農協の監査を1つの公認会計士事務所がすべてやる必要はないと思います。小さい公認会計士事務所がそれぞれの地域を分担してやればいだけですので、それをもって農協の中でやらないといけないという理由にはならないのではないのでしょうか。この点については、何で1つの会計事務所でやることを前提に議論されているのかを教えてくださいたいと思います。

3つ目は、新農協設立弾力化の話ですけども、そもそも農家が複数の農協から、自分が所属するものを選べる状態の方が健全ではないかと考えています。農協間で競争することにつながるからです。個々の農協がより多くの農家の人に参加・利用してほしいと考えることで、複数の農協が農家を奪い合うためにサービスをよくして経費を削減する、そういう競争が生まれます。これまでに農協の改善を目的として農家の選択肢を増やそうとする、そういうことに対する取組みがあったのかなかったのか、その2点、教えてくださいたいと思います。

岩本監査委員長 地方にいらっしゃる先生方に監査をしていただくという考え方もあると思います。否定はしません。ただ、一方では全体のJAの指導を中央会は負っているわけで、そうすると、監査というのはそれぞれの会計ファームで微妙にレベル差があるんで

す。監査のやり方だとか、問題点の指摘の仕方だとか。それは1つのファームに頼むと大体一致しているわけです。そういう意味で、1つのファームに頼んだ方が、あとあと改善したり何かする場合にもやりやすいなということではあるわけで、別に地元のというか、たくさんのところに頼むというのは否定はしません。

甲斐野経営対策部長 後段の話ですが、通常、農業生産の場合は、かなり地理的な制約を受けるので、ケースとして、AとBというのはやっているのがないですが、先ほど申し上げましたように、隣の農協に農地を持っていれば、隣の農協に複数加入することはできるので、両方使うというよりも、どちらかを重点的に使うという形でのすみ分けは地区が分かれていてもやられているケースはあります。

小田審議官 今のは地区が分かれていればということですね。同じ地区での選択はというのは。

甲斐野経営対策部長 2つ農協があって、こっちに住所があって、こっちに農地がある人がいるときは、どっちにも加入できるので、どっちを主として利用するかというのは、その人にとっては選択する可能性があるということです。

城所委員 いえ、安藤さんの質問は多分、同じ住所の中でどうしてAとBが選べる状況にないのかということです。

甲斐野経営対策部長 それは、今の法律が、地区に住所もしくは農地を有する者しか組合員になれないからです。

小田審議官 そうではなくて、1つの地区に複数の農協があれば、その地区に住所地を持つ農家はどっちかを選べるようになっていいのではないかとというのが御質問です。

甲斐野経営対策部長 それは、先ほど言ったように、今、総合農協は余り地区重複していませんから、地区重複をかければ、結果としてそういうことになるということです。

安藤委員 私の質問の意図は、あえて地区重複させた方が結果として農家の皆さんのためになるから良いことなのではないか、そのような施策は取られたことがないのかという点を聞きたかったのです。

甲斐野経営対策部長 そういう面では、今まではそういう施策は取っていることはないですね。自然発生的に出てきているケースはあるかもしれないです。

小田審議官 済みません。議事進行の不手際で、お約束の時間を10分強超過してしまいました。まして申し訳ありませんでした。今日は本当にありがとうございました。